

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の概要

＜第一部 本ガイドラインの目的等＞

目的① 基本的な考え方の提示

中小企業者の「平時」、「有事」、「事業再生計画成立後のフォローアップ」、各々の段階において、中小企業者、金融機関それぞれが果たすべき役割を明確化

目的② 新たな手続（中小企業版私的整理手続）の策定

公正かつ中立な第三者の支援専門家（「第三者支援専門家」）が、中小企業者の計画の合理性等を検証することで、金融機関等による私的整理手続を迅速かつ円滑化

＜第二部＞中小企業の事業再生等に関する基本的な考え方

1. 平時における中小企業者と金融機関の対応

＜中小企業者＞

財務基盤強化、経営の透明性確保、法個の資産分別管理、予防的対応

＜金融機関＞

経営課題の把握・分析、ソリューション提案、誠実な対応、予兆管理

2. 有事における中小企業者と金融機関の対応

＜中小企業者＞

適時適切な開示、本源的収益力回復、事業再生計画策定等、有事の対応を段階的に整理

＜金融機関＞

事業再生計画策定支援、専門家を活用した支援等、有事の対応を段階的に整理

3. 私的整理検討時の留意点

- ・ 経営者保証ガイドラインを通じた保証債務の一体整理
- ・ （法的整理等移行時）私的整理手続の合意事項尊重

4. 事業再生計画成立後のフォローアップ

＜中小企業者＞

事業再生計画の実行、適時適切な状況報告

＜金融機関＞

事業再生計画のモニタリング、必要に応じた計画見直し要否検討等

＜第三部＞中小企業の事業再生等のための私的整理手続

再生型私的整理手続（※）

① 主要債権者の同意を得て、第三者支援専門家を選任

- ➔ 民間の専門家（HPでリスト化）が公正・中立な立場から事業再生支援

② 第三者支援専門家が、事業再生計画策定支援等を開始

- ➔ 支援開始の入口段階で詳細な事業再生計画等は求めず

③（必要に応じて）中小企業者は対象債権者に一時停止を要請

④ 中小企業者は、事業再生計画案を作成

- ➔ 債務超過解消年数5年以内等、中小企業の実態を踏まえた基準（債務免除等を含む場合、経済合理性があることが前提）
- ➔ 経営責任の明確化には、感染症の世界的流行等にも配慮（経営者退任を必須とはせず）

⑤ 第三者支援専門家は、事業再生計画案を調査し、調査報告書を作成

⑥ 債権者会議開催（第三者支援専門家が調査結果等を報告）

- ➔ 反対する債権者は速やかにその理由を説明

⑦ 全ての対象債権者の同意により、事業再生計画成立

（※）別途廃業型も整備